

平成 21 年 9 月 7 日

各 位

会社名 株式会社ディーバ
代表者名 代表取締役社長 森川 徹治
(コード: 3836 大証 ヘラクレスG)
問合せ先 取締役財務担当 野城 剛
(TEL: 03-5480-7600 代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

平成 21 年 9 月 7 日開催の取締役会において、平成 21 年 9 月 25 日開催予定の第 13 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 定款変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 6 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として、定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

また、株主の皆様の権利行使に関する手続を株式取扱規則の中で定めることを明確にするため、現行定款第 9 条において所要の変更を行うものであります。

- (2) 当社は、第 13 期(平成 21 年 6 月期)末現在、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しておりませんが、上場企業として行動規範の遵守及びコーポレートガバナンスの強化を図るため、監査役会及び会計監査人の設置について新たに定めるものであり、これに対応するため所要の変更を行うものであります。

なお、変更には監査役が期待される役割を十分に発揮でき、有用な社外監査役を迎えることができるよう、取締役会決議によって監査役の責任を法令の範囲内で免除できる旨及び会社法第 427 条第 1 項の定めに基づく責任限定契約に関する規定の新設が含まれております。

- (3) その他、上記変更に伴う条数の変更、その他の条文の整備を行うものであります。

2 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行)	(削 除)
第6条 当社は株式に係る株券を発行する。	
第7条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第8条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿、及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、新株予約権原簿、株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u>	2. (削 除)
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)
第9条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、新株予約権原簿、及び株券喪失登録簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるものの他、取締役会において定める株式取扱規則による。	第8条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
(基準日)	(基準日)
第10条 当社は、毎事業年度の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	第9条 当社は、毎事業年度の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項及び本定款に定める他、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。	2. 前項及び本定款に定めるほか、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。
第11条～第27条 (条文省略)	第10条～第26条 (現行どおり)
第5章 監査役	第5章 監査役及び監査役会
(監査役の設置)	(監査役及び監査役会の設置)
第28条 当社は監査役を置く。	第27条 当社は、監査役及び監査役会を置く。
第29条～第31条 (条文省略)	第28条～第30条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>(常勤監査役)</u> <u>第31条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> <u>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第34条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
第32条 (条文省略)	<p><u>第35条 (現行どおり)</u> <u>(監査役の責任免除)</u></p>
(新 設)	<p><u>第36条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、最低責任限度額とする。</u></p>
(新 設)	<p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u> <u>(会計監査人の設置)</u></p>
(新 設)	<p><u>第37条 当社は、会計監査人を置く。</u> <u>(会計監査人の選任)</u></p>
	<p><u>第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第33条～第35条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(<u>会計監査人の任期</u>)</p> <p><u>第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p><u>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計算</p> <p>第41条～第43条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条 当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

3 日程 (予定)

定款変更のための定時株主総会開催日

平成 21 年 9 月 25 日

定款変更の効力発生日

平成 21 年 9 月 25 日

以 上